

上天草に泊まろう! 南阿蘇×上天草 相互宿泊キャンペーン



上天草市と本村は地域活性化や災害時などの相互の協力強化のため、令和元年7月に包括連携協定を締結しています。今回、住民同士がそれぞれの市と村を訪れる機会を作ることで、住民相互の交流促進と宿泊施設などの活性化および地域の発展につなげることを目的に、「南阿蘇×上天草 相互宿泊キャンペーン」を行います。

詳しくは村ホームページをご覧ください。

対象期間 11月1日(金)～令和7年2月28日(金)
利用対象者 村民(予約人数500人に達したら終了)
割引内容 村民が上天草市の宿泊施設に泊まる場合、宿泊代金の20%が割引されます。(ただし、一人一泊当たり4,000円上限)
利用方法 宿泊予約の際に直接宿泊施設へキャンペーン利用の旨をお伝えください。直接予約のみ割引対象です。チェックイン時に本人確認できる書類をご提示ください。

対象施設 随時ホームページで公開しています。詳細は村ホームページをご覧ください。

〈問い合わせ先〉

企画観光課 商工観光係
 ……………TEL0967 (67) 1112
 天草四郎観光協会
 ……………TEL0964 (56) 5602
 (一社) みなみあそ観光局
 ……………TEL0967 (67) 2222



村HP



天草四郎観光協会HP

Q&A よくあるご質問

- Q. 割引対象外(熊本市在住など)の人と一緒に泊まる場合はどうなりますか?
 A. 精算時に対象の人のみを割引いたします。(合計宿泊料金からの割引にはなりません)
- Q. 子どもも対象になりますか?
 A. 宿泊料金が税込5,000円を超えている場合は対象となります。マイナンバーカードなどのご住所が確認できるものをご提示ください。
- Q. ネット予約はできますか?
 A. 対象の宿泊施設により販売方法・窓口が異なります。各宿泊施設へ直接お問い合わせください。

令和7年度 保育所等入所申込のご案内



令和7年度保育所等入所申込の受付を行います。入所を希望する人は、受付期間中に申し込みをしてください。現在保育所などに入所している人で、引き続き入所を希望する場合も申し込みが必要です。

また、令和7年度の途中に入所を希望する人や村外の幼稚園などを利用する人も入所受付を開始しますので早めにご相談ください。

必要書類など、詳しくは村ホームページをご確認ください。



■入所にあたっては次のいずれかの事由(保育の必要性)に該当することが必要です。

- ①月64時間以上就労している
- ②妊娠中か出産後間もない
- ③保護者が病気、または身体に障がい有している
- ④長期間にわたり疾病状態にある、または障がい有する親族を介護している
- ⑤震災、火災、風水害などで災害の復旧にあっている
- ⑥起業準備を含む求職活動を継続して行っている
- ⑦就学(職業訓練校における職業訓練を含む)している
- ⑧育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要
- ⑨その他村長が認める①から⑧に類する状態

■申込受付期間・場所

11月11日(月)から22日(金)(土日、祝日を除く)
 午前9時から午後4時まで 役場庁舎1階にて



村HP



〈問い合わせ〉子育て支援課 子育て支援係 TEL0967 (67) 2715